

倒産電子訴訟の現状と未来：韓国の IT 活用事例を中心に

Kwon, Changhwan (権昶煥)¹

1. 序論

大韓民国の裁判所は 2010 年 4 月 26 日に特許電子訴訟を導入した以降、2011 年 5 月 2 日に民事電子訴訟を、2013 年 1 月 21 日に家事及び行政電子訴訟を、2013 年 9 月 16 日に申請電子訴訟を順々に導入しており、2014 年 4 月 28 日から倒産分野に関しても電子訴訟を施行した。²

倒産電子訴訟を導入する以前に施行された民事電子訴訟は、利便性と効率性の面で認証され、その結果、第一審民事本案事件の電子訴訟利用率は 2013 年の 35.23%から 2016 年の 65.9%に二倍近く伸びた。³

倒産電子訴訟システムは民事電子訴訟システムを基盤にして開発されたが、電子訴訟ホームページ、電子記録ビューア、電子決済システム、命令決定文作成管理システム等から構成されており、特に倒産制度の特性を考慮し、債権者表の管理、電子訴訟決済の連係、倒産手続別様式改善、個人回生弁済業務の性能改善、事件中心の業務処理、不動産登記嘱託の連係、e-Post 送達等に重点を置いて開発したとして知られている。

2. 倒産電子訴訟に対する期待と長所

(1) 序論

電子訴訟の導入は「民事訴訟等における電子文書利用等に関する法律」（以下「民訴電子文書法」）を根拠とするが、その制定目的は電子通信・インターネット分野における技術の画期的な発展、電子文書利用の増加につれ、刑事訴訟を除いた民事訴訟等の訴訟全般にわたって、訴訟手続において電子文書を提出できるようにする等、電子訴訟方式を導入することで当事者たちの便宜を増進し、紛争解決の効率性を高め、紙媒体文書提出・管理の費用と負担を減少させ、電子訴訟関連産業の発展等、経済発展に寄与しようとするものである。⁴⁵これを少し具体的に見れば、次のようである。

(2) 裁判所の観点から

まず、裁判と管理監督を行う裁判所の観点からは、記録アクセス（同時接続）、記録管理

¹ ソウル回生裁判所裁判官

² 2015 年 3 月 23 日に執行および非訟電子訴訟を導入して刑事事件を除いたすべての領域において電子訴訟を施行しており、刑事事件に関しても 2019 年初頭からソウル特別市に設けられている一部の裁判部において電子記録化を試行するようである。

³ 大法院の司法年鑑によれば、民事裁判に電子訴訟が導入される以前の 2010 年には、控訴審は平均的に事件処理のため 202.2 日、上訴審は 107.2 日にかかったが、導入された以降の 2012 年には、控訴審の処理期間が 52.5 日、上訴審の処理期間が 22.3 日程度、短縮された。

⁴ 2010 年 3 月 24 日に法律第 10183 号（施行 2010 年 3 月 24 日）に制定された「民事訴訟等における電子文書利用等に関する法律」の議案審査報告書を参照。

⁵ 民訴電子文書法第 1 条（目的）この法律は民事訴訟等における電子文書利用についての基本原則及び手続を規定することにより、民事訴訟等の情報化を促進し、迅速性、透明性を高め、国民の権利実現に寄与することを目的とする。

(膨大な記録の移動)、記録保存(永久保存、物理的空間節約)の便宜性、記録検討の利便性(検索機能、記録ビューア構成の可読性、多重文書同時閲覧等)等の長所がある。すなわち、合議部の構成員裁判官たちは同時に接続し記録検討を行うことができ、裁判官が記録を検討する際にも裁判所事務官と実務官も記録閲覧が可能であり、数千ページに至る記録を実務官が裁判官室に移動したり上訴の時に記録送付のための順番付け(numbering)をした等の苦衷が解消されたのみならず、記録を永久に保存できるようになり、記録保管のための別個の場所が不要となり効率的な事務空間の運営も可能になった。記録検討の際にも、キーワード検索機能を通じ膨大な記録の中から求める部分を手軽に探すことができ、多重モニターを通じいくつかの文書を同時に比較しつつ閲覧できるようになった。さらに、電子裁判所の活用を通じ実質的口述審理を具現し法廷中心の心証形成を行うことで事件当事者の、心証交流を通じた手続的満足感を高められるようになった。

(3) 事件当事者の観点から

次に、事件当事者の観点からは、記録同時接続性、閲覧複製の便宜、文書提出の時間的・空間的自由も増加できるようになった。すなわち、裁判部で記録を検討する途中にも記録閲覧・複製が可能になって、裁判所に出席しなくても休日か否かと関係なく、1日中いつでも文書提出が可能になった。また、電子訴訟を申請した申請人は文字メッセージまたは電子メールで通知を受けた後に電子訴訟ホームページに接続して文書を即時に確認できるように送達手続が改善され、債権者もいつでも電子訴訟利用同意を行い、申請人と同様に電子訴訟の恵沢を受けることができるようになった。のみならず、法廷においてもスクリーンに現出された調査報告書や破産管財人報告書等を見ることができるようになり、利害関係人の事件理解度を高め、情報を共有し、裁判部との疎通を強化することができるようになった。

(4) 制度的観点から

このように、手続の迅速性と透明性が高まるにつれ、取引費用(transaction cost-交渉費用、情報獲得費用等)が減少することで回生成功率の増大とこれを通じた司法信頼の強化が期待できるようになった。

3. 倒産電子訴訟の具体的ありさま：規範的観点から

(1) 序論

電子訴訟の概念は大きく、①電子的訴訟書類管理(e-filing)、すなわち、電子文書の提出、電子的送達と通知、電子記録化(事件記録の電子文書化)、②電子的事件管理(e-case management)、③電子法廷の具現(e-courtroom)に区分できる。

(2) 電子法廷と電子的事件管理に関して

この中で、電子法廷と電子的事件管理は電子訴訟の施行と関係なく、裁判所の意思で具現

できる部分であり、実際に、大韓民国の裁判所は1980年代後半から民事および刑事事件の処理プログラム等を導入しており、特許電子訴訟を導入する以前の2005年頃からすでに標準電子法廷を構築し施行した。事件番号、当事者情報、期日情報、裁判進行情報のみならず裁判内容情報（証拠目次、弁論調書情報等）⁶も電子的に管理することで迅速な情報検索と事務処理誤謬防止等の効果をもたらしており、法廷に設置されたノートブック、プロジェクター（スクリーン）、実物画像機、マイク、映像録画機等を活用して弁論過程において紙媒体の文書を共有し陳述を録音する等、事件当事者の間および裁判部との疎通を円滑に実施し効率的な裁判進行を求めることができるようになった。

(3) 電子文書の提出

電子文書の提出は原則的に強制されない。電子文書の提出義務は電算情報処理システムに利用者登録をした後に電子訴訟同意をした者に限って課されるのが原則である。⁷例外的に、国家、地方自治団体等は電子政府法の趣旨にしたがって電子訴訟義務者になるが、回生・破産事件の手續関係人は、やはりこれに準じて電子文書を提出する権限⁸があるのみならず、電子記録化がなされる倒産事件においては、電子文書を提出する義務を負担する。⁹ただ回生・破産事件の手續関係人に対しては電子訴訟同意をした場合とは異なって制裁規定がなく、電子文書で提出しない場合も少なくない。

⁶ 裁判関連情報の電子的管理は電子訴訟の施行により本格的に開始された。

⁷ 民訟電子文書法

第5条（電子文書による民事訴訟等の遂行）① 当事者、訴訟代理人その他最高裁判所規則で定める者は、民事訴訟等において裁判所に提出する書類を電算情報処理システムを利用して、この法律に定めるところに従い、電子文書で提出することができる。

第6条（使用者登録）① 電算情報処理システムを利用しようとする者は、最高裁判所規則で定めるところに従い使用者登録をしなければならない。

第8条（文書提出方法）登録使用者であって、電算情報処理システムを利用した民事訴訟等の進行に同意した者は、裁判所に提出する書類を電算情報処理システムを利用して最高裁判所規則で定めるところに従い電子文書で提出しなければならない。

⁸ 民事訴訟等における電子文書利用等に関する規則（以下、「民訟電子文書規則」という）第3条（電子文書を提出することができる者）法第5条第1項により当事者と訴訟代理人以外に電子訴訟システムを利用し電子文書を提出することができる者は次のようである。

1の2. 回生事件・破産事件・個人回生事件および国際倒産事件（次から「回生・破産事件」という）の債務者のうち申請人でない者

10の4. 回生・破産事件の債権者・株主・持分権者のうち申請人でない者、管理人・保全管理人・調査委員・監事・破産管財人・監事委員・国際倒産管理人（次から管理人以下の者を「回生・破産事件の手續関係人」という）

⁹ 民事訴訟等における電子文書利用等に関する業務処理指針（大法院例規、以下、「民訟電子文書例規」という）

第9条（電子文書で提出する義務）法第11条第1項第3号の者が書類を提出するときには法第8条により電子文書で提出しなければならない。

第25条（電子的送達・通知を受けた機関等）

① 法第11条第1項第3号による電子的送達または通知を受けた者は次の各号のようである。

3の4.回生・破産事件の手續関係人

(4) 電子記録化

事件記録の電子文書化は電子文書を提出するか否かと関係なく行うことができる。実際に、刑事事件の場合、電子訴訟が立法的に導入しなかったにもかかわらず、2019年初頭からソウル特別市に設けられた一部裁判部において電子記録化を試行する予定であるが、現在進行中の民事電子文書とは、原本文書を何として見なすかで違いがあるだけである。すなわち、民事電子文書法により施行される電子訴訟においては電子署名がなされ電子的に提出され、または生成される文書を原本として見なす。¹⁰

回生事件と破産事件は例外なく申請人が電子訴訟を同意するか否かと関係なく電子記録化をしなければならない。ただ、個人回生事件の場合には、個人回生手続開始決定の翌日まで申請人が電子訴訟同意を行う場合に限り電子記録化を行う。¹¹

電子記録化された事件の場合、電子訴訟同意者および利用者登録をした回生・破産事件の手続関係人は債務者回生及び破産に関する法律第28条により裁判所より提供されないコンピューター等を利用する場合には、無料で閲覧、アウトプットまたはコピーすることができ、裁判所より提供されるコンピューター等を利用する場合には、無料で閲覧または所定の手数料を払い、アウトプットまたはコピーすることができる。¹²

(5) 電子的送達ないし通知

裁判所事務官等は電子訴訟同意者や利用者登録をした国家、地方自治団体ないし回生・破産事件の手続関係人に電子的に送達し、または通知することができる。¹³訴訟代理人がいる場合には、訴訟代理人に送達または通知しなければならない。¹⁴裁判所事務官等は送達する電子文書を電算情報処理システムに搭載した後、登録利用者が電子訴訟システムにインプットした電子郵便住所宛に電子郵便を送り携帯電話番号で文字メッセージを送る方法で行うが、¹⁵電子郵便が電子郵便住所宛に伝送する時に、または文字メッセージが携帯電話番号で

¹⁰ 民訴電子文書法 第10条（事件記録の電子文書化）

① 裁判官・司法補佐官又は裁判所事務官等は、民事訴訟等において裁判書、調書等を電子文書で作成し、又はその書類を電子文書に変換して電算情報処理システムに搭載しなければならない。

② 裁判所事務官等は、大法院規則で定める事由がなければ、電子文書でない形態で提出された書類を電子文書に変換して司法電子署名を行い、電算情報処理システムに搭載しなければならない。

③ 第1項及び第2項により変換され掲載された電子文書は、元来の書類と同一のものと見なす。

¹¹ 個人破産事件の場合には2017年12月31日まで受理された事件に限り破産宣告翌日まで電子訴訟同意のある場合のみ、電子記録化を行った【民訴電子文書例規第27条（事件記録の電子文書化範囲）が2017年10月10日に改正され、2018年1月1日から施行された】。

¹² 民訴電子文書規則 第38条（電子記録の閲覧等）、第38条の2（家事事件と回生・破産事件に関する特則）、第39条（電子記録の閲覧等による手数料）

¹³ 民訴電子文書法 第11条（電子的送達または通知）、民訴電子文書規則第24条（電子的送達・通知を受ける者）、第25条（電子的送達・通知を受ける機関等）、第25条の2（国家または行政庁に対する電子的送達・通知）

¹⁴ 民訴電子文書法第11条（電子的送達または通知）第2項

¹⁵ ただし、文字メッセージは登録利用者の要請により送らないことができる。

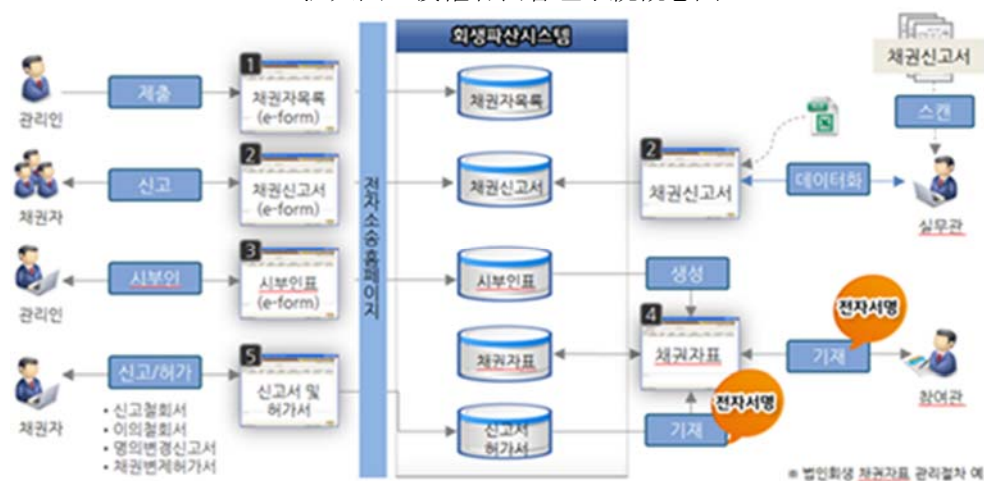
伝送されるときに、通知の効力が生じ、送達される者が電算情報処理システムに接続し登載された電子文書を確認するときに、送達されたと見なす。ただ、その登載事実を通知した日から1週間内で確認しないときには登載事実を通知した日から1週間経過した日に送達したと見なす。¹⁶

4. 倒産電子訴訟の具体的ありさま：システム具現を中心に

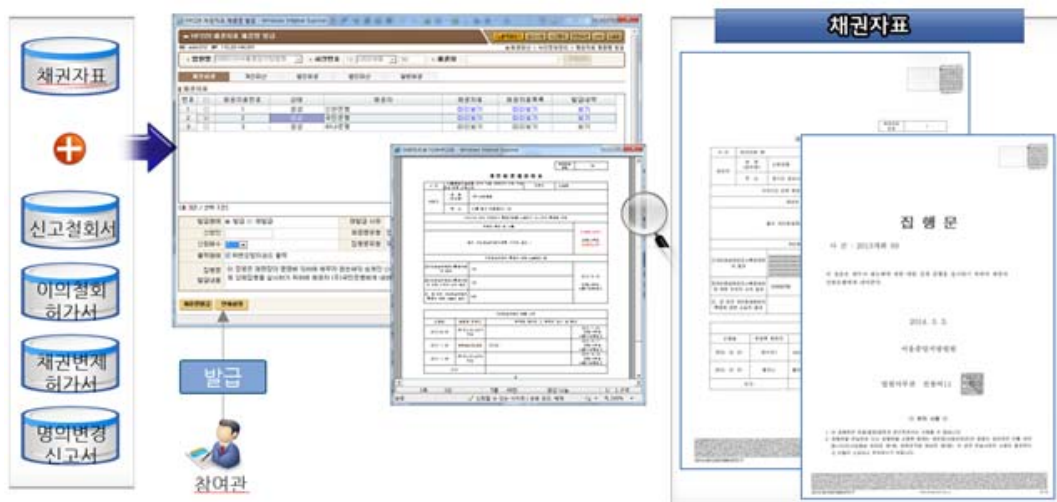
(1) 債権者表の管理

集団的強制執行手続としての属性を持つ倒産手続においては、返済すべきお金と返済できるお金が確定されてはじめて、利害関係人たちの経済的損益計算が可能であり、これを通じ交渉と手続進行を円滑にすることができる。倒産電子訴訟においては、これらの点を考慮して最も基礎になる債権者表を電子的に具現するため多くの配慮をしており、電子的に提出された関連文書に基づき債権者表を自動生成する機能を具現した。すなわち、管理人の提出する債権者目録と債権者の申告する債権申告書を債権調査段階の基礎データとして管理人に提出し、裁判所事務官は管理人が提出した認否書に基づき債権者表を生成し電子署名をして確定させる。こうして確定された債権者票を基盤に執行正本等、諸証明発給も電算的に処理することになる。債権者たちはいつでも債権者表の電子的閲覧が可能である。

〈法人回生債権者表管理手続概念図〉



¹⁶ 民訴電子文書法第11条（電子的送達または通知）第3項、第4項、民訴電子文書規則第26条（電子的送達・通知の方法等）



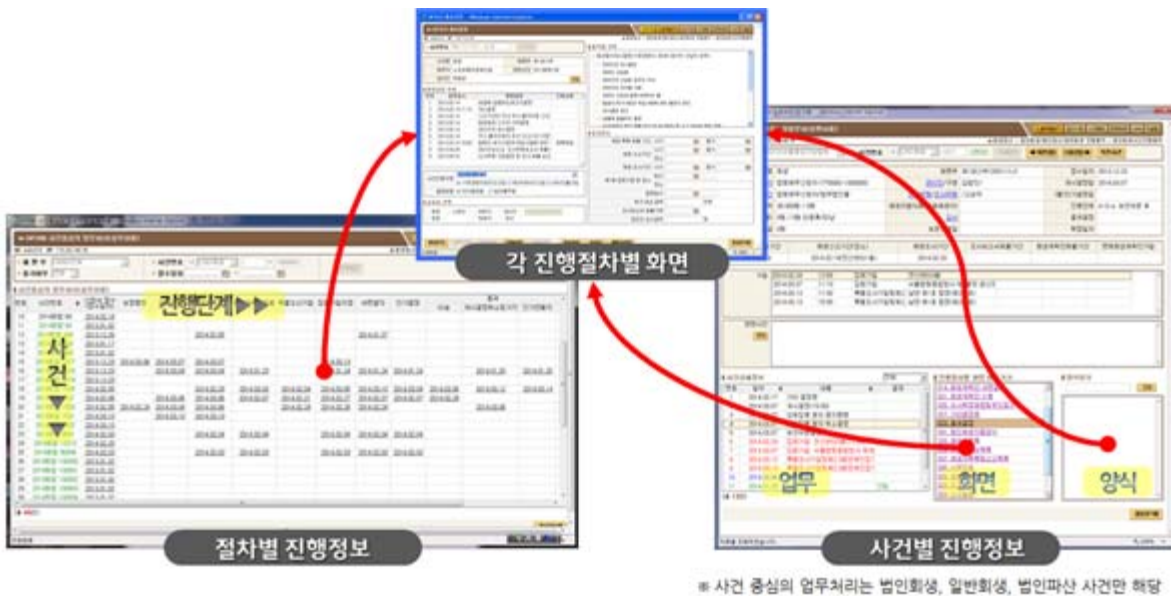
〈債権者表諸証明発給システムの具現図〉

(2) 事件中心の業務処理

通常の訴訟手続と異なって倒産手続は多様な特性を持つそれぞれの手続から構成され、先行する手続が進行されて初めて、次の段階の手続が進行でき、または意味がもたれるという特性がある。例えば、法人回生事件は開始以前の臨時措置（保全処分、包括禁止命令）→回生手続開始決定→債権調査手続→調査委員の調査結果報告→回生計画案提出→関係人集会→認可決定→終結決定の順序で行われる。

こうした一連の手続から構成される業務には、通常、ワークフローの概念の導入が議論される。ワークフローというのは企業の内と外で定義された業務およびそれに関連する人、情報及びその他の資源の流れを統合的に管理・支援する業務処理自動化システムを意味するが、事前に定義された手続モデルにより業務プロセスが自動化する概念として、プロセス標準化を通じ統制機能を強化し、業務進行状況に対する直接的な把握を可能にし、業務処理が行われるときに、現在業務進行後に次の段階業務への連続性を保証する。また、全体の手続側面において「エラー防止システムの機能」も遂行するとみることができ、「業務処理流れに対する指針」を提供するともみることができる。

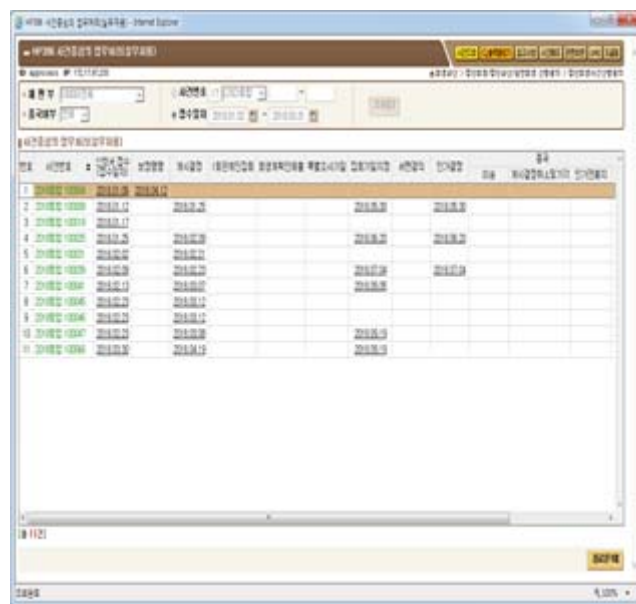
倒産電子訴訟システムはこのようなワークフロー概念を前提にシステムを開発し各段階別に生成が必要な文書を分類して文書生成システム（命令決定文作成管理システム）を開発したのみならず、事件中心業務処理 UI(user interface-利用者環境)を判事用と実務家用に区分して具現することで業務の流れの順序で事件管理と決定文生成ができるようにした。ただ、先行する手続の処理という条件が満たされなくても次の手続を進行できるという点で「統制機能」があると見難く、ワークフローの管理のための別個のプログラムないしサーバーが存在しないという点で改善が必要である。



〈事件中心業務処理連係概念図〉

〈事件中心業務処理（判事用）画面〉

〈事件中心業務処理（実務者用）画面〉

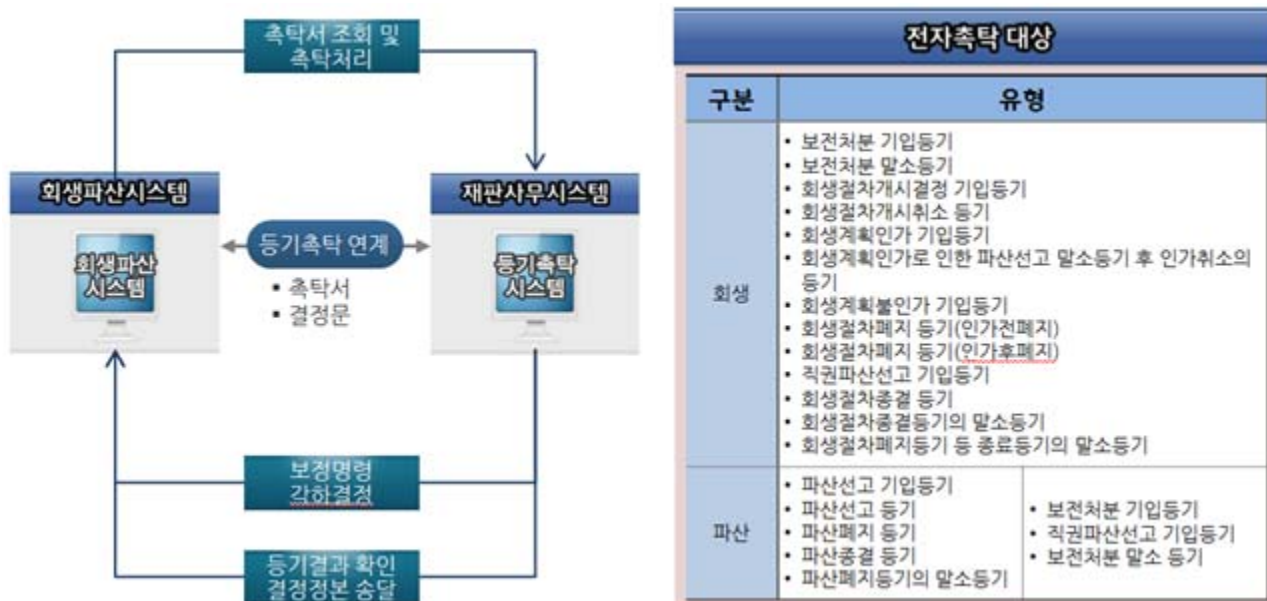


(3) 電子的な不動産登記嘱託

倒産手続は私的紛争解決手続としての性格よりも経済性判断原則（economy test）に基づく公的手続としての性格を強く持ち、また、多数の利害関係人が多様で複雑な利害関係を持つため、手続を対外的に公開する必要性が大きい。こうした理由で債務者回生および破産に関する法律第 23 条（法人に関する登記の嘱託）、第 24 条（登記された権利に関する登記等の嘱託）等により裁判所事務官等が各種登記を行うように定めている。

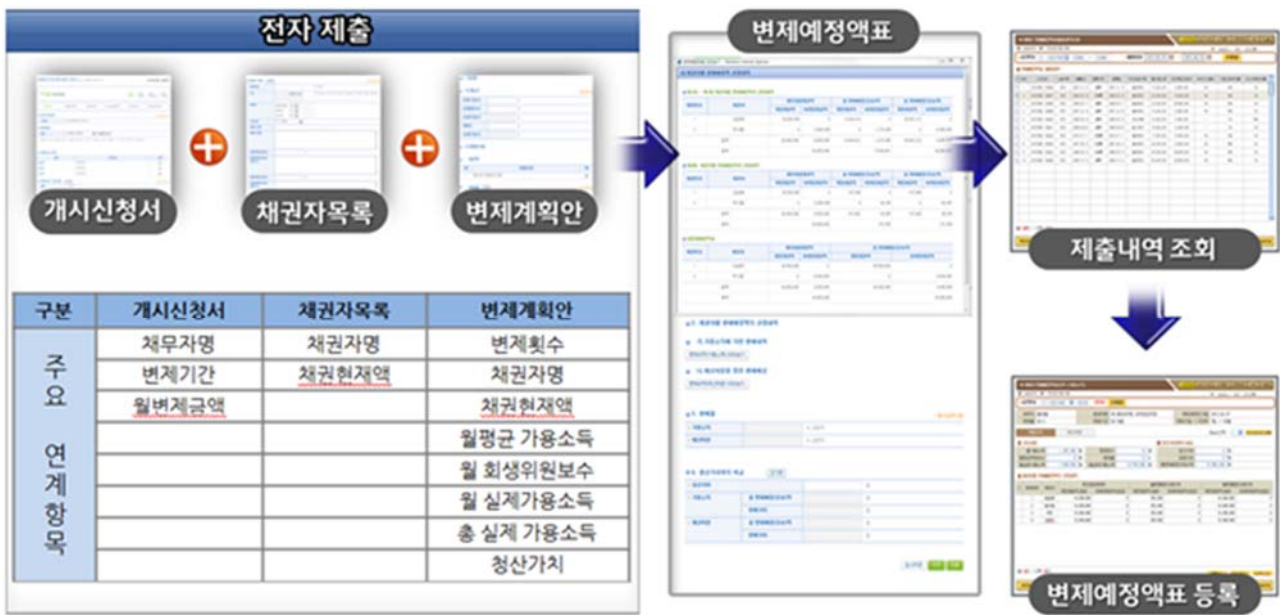
裁判所事務官等がすべき登記嘱託は、その種類も多様であるのみならず、公開された内容に関して多数の利害関係者が織り込まれているため、実務者に一定の負担になる。一方、大

韓民国の裁判所は 1998 年に、すでに不動産登記システムの電算化を成功裏に完了しており、誰でも不動産登記を電子的に閲覧することができる。こうした不動産登記システムの長所を活用しつつも倒産手続における登記嘱託の負担を減らすために、倒産電子訴訟システムにおいては、既存不動産登記嘱託連係インフラを活用し電子的な不動産登記嘱託ができるように具現した。以下の 18 種類の登記に対して、登記目的別に全体 29 種類の嘱託書を新規に具現しており、登記嘱託対象事件を照会し嘱託処理以前にプレビューを通じ嘱託書、決定文正本等を電子文書で確認できるようにしており、嘱託処理がリアルタイムで成し遂げられることで処理結果をすぐに確認できるようにした。



(4) 個人回生弁済予定額表自動生成

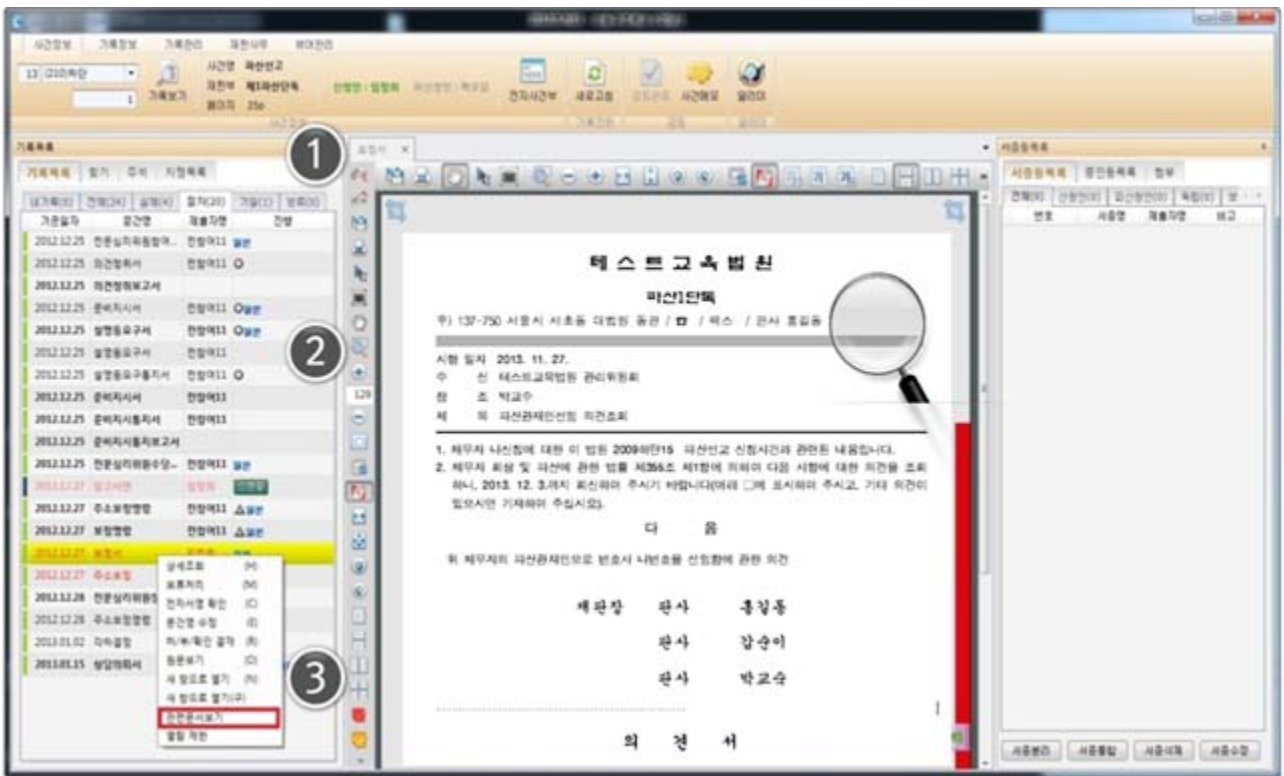
個人回生事件の場合、弁済予定額表を作成し管理することは大きな負担として作用する。こうした利用者の悩みを解消するため、倒産電子訴訟システムにおいては個人回生開始申請書、債権者目次、弁済計画案のデータを活用して弁済予定額表を自動生成する機能を具現した。債務者が入力する情報および条件を基礎に弁済予定額表を自動生成し、家庭の所得および財産処分を通じた弁済内訳等をプレビューできるように具現することで利用者の入力便宜性と手続迅速性を高めるようにした。



〈個人回生弁済予定額表生成画面〉

(5) 電子訴訟記録ビューア改善

倒産電子訴訟システムにおいては既存の民事訴訟等における電子記録ビューアを基盤に回生・破産事件の特性を考慮した記録ビューアの改善があった。電子記録ビューアの左側には記録目次を、右側には証拠目次を示し、真ん中には選択された文書を示す形式を取っている。ここで左側の記録目次部分に管理人の許可申請文書タップおよび債権申告タップを追加し、大量の関連文書を別々に管理するように具現しており、紙媒体事件の場合にも裁判所で生成した電子化された文書（裁判書、調書等）は記録ビューアを通じ照会ができるようになった。



〈倒産電子訴訟記録ビューア〉

(6) コミュニケーション機能の強化

ア. 裁判部とのコミュニケーション機能の強化

電子システムの長所を活用すれば物理的対面なしにコミュニケーションが強化され、その内容の記録も可能である。倒産電子訴訟システムにおいては主要文書接收時通知を通じ実務家に情報を伝達するようにした。また管理人や破産管財人の提出した申請書、許可書に対する電子決済時裁判部の検討意見を提出者に伝達する機能も具現しており、通知を通じ外部回生委員と裁判部構成員間のコミュニケーションも可能になった。こうしたコミュニケーション機能はリアルタイムで、意思伝達を通じ手続の迅速性も企てることができる。



イ. 主要事件の情報提供

ソウル回生裁判所ホームページ (slb. scourt. go. kr) には国民とのコミュニケーションのために倒産制度に関する手続説明と実務準則 (seoul bankruptcy local rule) 等関連規範、そして国際倒産 (cross-border insolvency) 等の情報を提供している。のみならず主要裁判日程も一目瞭然に公開しており、手続関係人の便宜を図っている。



ここでもう一步進んでソウル回生裁判所は主要な回生事件を案内するためのブログ¹⁷を開設して個別回生手続の概要と日程を紹介し回生計画案等主要文書と決定をアップロードして情報アクセスの敷居を低めることで利害関係人の手続的満足感を高め回生手続に対する信頼向上に寄与するため努力している。¹⁸

¹⁷ <https://blog.naver.com/seoulbankruptcycourt/221214211996>

¹⁸ ニューヨーク南部連邦破産裁判所も類似したサービスを提供している (<http://www.nysb.uscourts.gov/megaCases>).

이 블로그에서 안내하고 있는 서울회생법원 주요 회생사건

※ 회사 이름을 클릭하시면 회생사건 안내 페이지로 연결됩니다.

회생사건 번호	채무자	회생 신청	회생결정개시	회생계획인가	회생계획종결
2018회합100103	비도푸드	2018.05.24	2018.07.27.		
2018회합100081	운상관물류팀	2018.04.16	2018.04.25.		
2018회합100067	비엔에스자산관리	2018.04.02	2018.04.13.	2018.07.27.	
2018회합100053	대지개발	2018.03.13	2018.03.21.	2018.05.11.	
2018회합100038	제어크립스순천	2018.02.09	2018.03.05.	2018.04.20.	2018.05.28.
2017회합100217	합동역사	2017.12.14	2018.01.15.		

“

2018. 5. 11. (금) 채무자 회사에 대한
사전회생계획안이 인가되었습니다.

”

대지개발(주) 회생절차 개요

- 대지개발 주식회사(이하 '채무자 회사')는 경기 영평군 소재 회원제 골프장인 양평TPC골프클럽(이하 '이 사건 골프장')을 운영하는 회사임
- 채무자 회사는 골프장 증가와 내장객수 감소에 따른 영업환경의 악화, 금융비용의 부담, 회원들의 동시다발적인 입회금 반환 요구 등으로 인한 현금흐름의 악화로 경영상의 어려움을 겪게 되었고 2016년에는 당기 순손실을 기록함
- 채무자 회사는 골프장 회원들에 대한 입회보증금 및 금융기관에 대한 채무를 변제하고 이 사건 골프장을 현재의 회원제 골프장에서 대중제 골프장으로 전환하여 경영을 정상화하기 위해 이 사건 회생절차 개시신청을 함
- 채무자 회사는 제3자로부터 600억 원의 자금 차입에 대한 확약을 받아 높은 것을 바탕으로 이 사건 회생절차 개시신청과 동시에 회생담보권자, 회생채권자 등에 대한 변제계획이 담긴 사전계획안(P-Plan)을 제출함
- 채무자의 사전계획안은 2018. 5. 11. 관계인접회에서 가결되었고 회생계획 인가결정이 내려짐



5. 知能型倒産電子訴訟の未来

今まで具現された倒産電子訴訟は訴訟記録の電子化およびこれを基礎にした電子的送達および閲覧、そして電子法廷における円滑な疎通と電子的事件管理等を中心に開発されており、これは電子化を通じた情報共有の効率性増大と手続透明性強化を高め、回生手続の成功率の向上と司法への信頼強化を企てようとする方向で進行された。

しかし、倒産事件は一般民刑事事件と異なって倒産手続の監督という特殊な機能も持っているのみならず、会計帳簿を中心にする定型化され数値化されたデータが中心をなす特徴がある。また、個人回生・個人破産事件は何十種類の類型化されたデータが収集され、年間何十万件¹⁹の事件が大量に接収されるという特色がある。

こうした特徴を持つ倒産事件に人工知能 (Artificial Interlligence) やビックデータ (Big Data) 新しい技術を適用されると、どのようなことが可能であろうか。

¹⁹ 2017年の司法年鑑によれば、2016年一年間個人破産事件は50,299件、個人回生事件は90,400件、合計140,699件が申請された。

年間約 14 万件が接收された個人更生・個人破産事件は約 84 種類の文書が提出、収集され、この中で関連機関の連係を通じ 74 種類の情報が収集され、個人破産管財人が提出する報告書には約 32 種類のデータがチェックリスト方式で作成されている。しかし、個人破産事件の場合、「申請書提出→補正命令→破産開始決定→債権者集会→債権調査手続→配当手続→終結決定²⁰→免責決定」の順序で進行され、破産開始決定は通常、債務超過であるといくつかの典型的な例外事由（予納金未納、個人更生事件を申請すべき程度の家用所得の存在等）²¹がない限り、そのまま決定が下されるし、免責許可決定もやはりこれと似ている。²²

こうした個人倒産事件は定型的手続と類型化され数値化されたデータに基づくために、ほとんどの事件は事前に一定の基準が設定されると割と定型的に処理が可能となると一般的に理解されている。したがって、個人倒産事件に人工知能（AI）技術が適用されると個々の裁判官が事前に一定の基準を設定して深層検討対象事件を分類するのが可能であるので、こうした機能の補助（これを「e-lawclerk」という）を受けると現在の事件処理の期間を飛躍的に短縮できると期待される。

これのみならず、人工知能（AI）とビックデータ（Big Data）技術を個人倒産事件に適用すればリアルタイムで全国的な事件処理の基準を裁判補助資料として提供することができ、地域別・所得区間別・職業別・年齢別等の平均値資料も提供できる。多様なリアルタイムでの裁判補助資料を提供することで裁判官別、地方裁判所別、偏差値を減らしていくことができ、裁判の予測可能性を求め、司法への信頼の強化を期待することができる。

法人更生事件の場合にも人工知能とビックデータ技術のコラボレーションで多様な改善効果が期待できる。管理人が提出する月間報告書、分期・半期・年間報告書をデータ化し分析すれば会計法人やコンサルティング企業において遂行する企業分析作業と類似的に、そしてさらに進んで電子的方式で処理することで企業の営業現況を一目瞭然に、分析して裁判補助資料として提供

²⁰ 配当する資産がないのであれば、債権者集会後廃止決定を行い、免責の判断を行うことになる。

²¹ 債務者更生法第 309 条第 1 項①裁判所は次の各号のいずれに該当するときには破産申請を棄却することができる。

1. 申請人が手続の費用を前もって納付しないとき
2. 裁判所に更生手続または個人更生手続が継続されており、その手続によることが債権者一般の利益に符合するとき
3. 債務者に破産原因が存在しないとき
4. 申請人が所在不明であるとき
5. その他申請が誠実でないとき

²² 債務者更生法第 564 条（免責許可）①裁判所は次の各号のいずれに該当するときを除き免責を許可しなければならない。

1. 債務者が第 650 条・第 651 条・第 653 条・第 656 条または第 658 条の罪に該当する行為があると認定するとき
2. 債務者が破産宣告以前 1 年以内に破産の原因は事実があるにもかかわらず、その事実がないとして信頼させるため、その事実をごまかしたまたは隠蔽し信用取引で財産を取得した事実があるとき
3. 債務者が虚偽の債権者目次その他の申請書類を提出したまたは裁判所に対しその財産状態に関して虚偽の陳述をするとき
4. 債務者が免責申請以前にこの条により免責を受ける場合には免責許可決定の確定日から 7 年経たないとき、第 624 条により免責を受ける場合には免責確定日から 5 年経たないとき

することができ、継続企業価値評価等において客観的指標として活用するのも可能である。回生計画案の作成においても業種別産業現況等を参考にして債権者別に合理的弁済率と弁済時期等に対する決定とその適正性検討を参考にすることができ、これをもとに債権者たちとの間で迅速で合理的な交渉進行が可能になるだろう。

6. 終わりに

インターネットの高い普及率、スマートフォン利用の日常化、人工知能およびビッグデータ等、新しい技術の飛躍的な発展で日常生活方式の急激な変化が成し遂げられ、また、現在にも進化しているが、これに負けることなく、訴訟制度に対する期待と制度的条件の変化も迅速に進行されている。情報技術に対する一般人の認識と期待が高められ、インターネットとスマートフォン利用により日常生活方式も情報化時代に適合するよう変化した以上、司法部においても訴訟制度の透明性と便宜性の増大に対する国民の期待に忠実に答え、また、実務に反映すべきであろう

大韓民国の裁判所で 2010 年に特許倒産電子訴訟を導入して以来、すでに 8 年という年数が経った。その間に電子訴訟に対する一般国民の認識が高められ電子訴訟を利用するのが訴訟行為の一般的ありさまになったとも言える。例えば、民事本案事件の電子訴訟利用率は 2016 年の基準で第一審は 65.9%に至り、控訴審も 57.8%に至る。

ここでさらに進め、大韓民国の裁判所は電子訴訟を一段階さらに発展させるために、知能型訴訟システムを開発しようとするようである。その一環として人工知能とビッグデータ新しい技術の適用の基礎になる「事件情報のデータ化」のために、個人破産事件において破産管財人報告書を e-form 化して提出するようにするシステムを開発して 2017 年 11 月 20 日からすでに施行している。遠くない将来に、上記第五章で述べた内容以上の高い水準の知能型訴訟システムが具現されると予想される。

ただ、新しい技術を司法制度に適用するにあたって必ず留意すべき事項がある。新しい技術という甘い果実の技術的有用性と業務処理の便宜性だけに集中してみると、司法制度の最も中核的な部分を逃す可能性があるからである。全ての制度がそうであるように司法制度もやはり効率的運営が重要であるという点は再び申し上げる必要がないだろうが、訴訟制度の本質を毀損する効率性に対しては格別に警戒をすべきであろう。

電子訴訟を含めた知能型訴訟システムを開発するにあたってはそれが手段に過ぎなく、目的にならないことを明確に認識して設計をしなければならない。電子訴訟はそれ自体で関連産業発展等、国家的経済効果をもたらすことができるが、これは付随的部分に過ぎない。電子訴訟の導入は法廷における訴訟資料の共有と疎通、そして弁論の電子的記録を強化することで「口頭弁論主義の実質化」を可能にしておき、事件当事者と裁判部の電子的送達・閲覧等を可能にして迅速な裁判²³に寄与できるときにのみ、意味を持つのである。

同じく、知能型訴訟システムの開発にあっても、裁判官の裁判独立が侵害されないように設計することは必ず留意すべきである。知能型訴訟システムは裁判官の最終判断を代替するのでは

²³ 遅延された定義は定義を拒否するのと同様である (Justice delayed is justice denied) 。

ない。e-Lawclerk 機能を提供すること、すなわち、判断補助機能を提供するシステムを設計することである。しかし、裁判部が過重な事件負担により業務効率性のみを求める業務パターンを実行する場合には、知能型訴訟システムが事実上、最終判断をすることになる可能性も決して排除できない。したがって、深層検討対象事件抽出機能や主要指標提供機能等、システムを具現するにあたって裁判官の裁判独立を侵害しないように細心な配慮をする必要があり、このためには利用者である裁判官に人工知能アルゴリズム（適用されたルール、ラベリング、データ等を含める）を透明に公開し、個別の裁判部で基準値を微細調整できるように柔軟なシステムを設計する等の努力を注ぐべきであろう。

一方、倒産電子訴訟においても知能型訴訟システムを導入する場合には、息をつく暇もないシステムに対する回避現象という副作用が生じないように設計すべきであり、むしろ倒産制度利用率の向上に寄与するようにシステム設計および広報に細心な配慮が必要である。人工知能（AI）という新しい技術に対する一般国民の漠然な恐怖、すなわち、個人倒産の場合、個人債務者と関連するすべてのデータを活用して破産するか否か、免責するか否かを判断するに当たって過剰に厳格審査をすることでシステムを導入した後に破産宣告率や免責許可率が低められたり、または個人のすべての資料が電子的に国家システムに共有することができるという誤解が発生しないように留意しなければならない。

これを防ぐためには収集した債務者の情報が裁判所以外の機関や一般に流出されないようにシステムを設計すべきであり、人工知能アルゴリズム採択・設計をするときにも個別紛争解決でない債務者に新しい出発（fresh start）の機会付与という債務者回生法の趣旨が具現されるように配慮しなければならない。

結局、マルティン・ハイデッガー（Martin Heidegger）が、「技術への問い」において指摘したように、新しい技術の持つ危険性を直視し新しい技術を適用しつつ制度と制度の利用者が技術に埋められないように注意すべきであり、こうした観点を基盤に訴訟制度が持つ本然の目的が忠実に履行されるように均衡を保つ姿勢を維持すべきであろう。

（翻訳：大阪大学大学院法学研究科博士課程 李英）